

三幸福通信

～3分で読める!! 現場で役立つ介護情報～

介護現場を支えてくださっている皆様のお力になれるよう、三幸福社カレッジより情報をお届けします。

今号のテーマ ▶ パート合格制度による、介護分野の特定技能の在留期間延長について

昨年 第38回介護福祉士国家試験から、パート合格制度が導入されました。
外国人介護人材の中には、一定の条件を満たすことで、在留期間を最長1年間延長できる方もいます。
今回は、制度のポイントと、延長するために必要な施設・受験者の条件をわかりやすくご紹介します。

1 パート合格制度とは？

パート合格制度とは、国家試験の全13科目を3つのパート(A・B・C)に分割して受験でき、一部のパートに合格すると、そのパートは翌々年の試験まで免除される制度です。
また、**介護分野の特定技能外国人は、在留期間経過直前の国家試験において、条件を満たすことで最長1年間の在留期間延長が認められる**ようになりました。



2 国家試験の合格基準について確認

まずは国家試験の合格基準を確認しましょう。A・Iの条件を満たすと国家試験合格となります。
また、**A・Iを満たさなくても、Uの条件を満たすことでパート合格となります。**

ア	総得点の60%程度(問題の難易度で補正)以上を得点すること
イ	11試験科目群すべてで得点すること(1科目でも0点があれば不合格)
ウ	A・Iが満たなかった場合、A・B・Cの各パートごとの判定を行ない、各パートごとの合格基準点をすべて満たし、11試験科目群すべてで得点すること

引用:社会福祉振興・試験センター「介護福祉士国家試験合格基準」「第38回介護福祉士国家試験の合格基準及び正答について」

3 在留期間を延長するための条件

<本人>

- ・在留期間経過直前の試験を**全パート受験**
- ・**1パート以上合格・合格基準点の80%以上の得点**
- ・翌年度の受験を誓約

<受け入れ施設>

- ・本人と学習計画を作成
※具体的な支援計画及び、試験対策に係る講座・研修等の受講予定を含む
- ・必要書類を厚生労働省へ提出



在留期間5年目の職員は、不合格パートだけでなく、全パート受験が必要です!!
申込時に全パート受験を選択する必要があります。

在留期間延長の流れ



4 施設が押さえておきたい3つのポイント

① 在留期間延長には条件がある

不合格＝自動的に延長ではなく、本人・受け入れ施設それぞれが条件を満たし、申請の必要があります。

② 5年目の受験は「全パート受験」が必須

在留期間5年目の職員が延長を目指す場合、不合格パートだけでなく、全パートを受験する必要があります。

③ 延長期間は「再挑戦+学習支援」の期間

単なる在留延長ではなく、次回の介護福祉士合格を目指すための1年間となるため、学習支援も必要です。

